

議員派遣について

令和4年3月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 北信越市議会議長会定期総会

- (1) 派遣の目的 北信越市議会議長会定期総会に出席することにより、共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 石川県金沢市
- (3) 派遣の期間 令和4年4月21日（木）
- (4) 派遣する議員 副議長 山崎 昌伸

2 伊那谷三市議会連絡協議会

- (1) 派遣の目的 三市が協力して伊那谷の興隆を図るよう、三市に共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 長野県伊那市
- (3) 派遣の期間 令和4年5月19日（木）
- (4) 派遣する議員 副議長 山崎 昌伸